

令和 5 年 6 月 28 日

公益財団法人 黒住医学研究振興財団

令和 4 年度事業報告 附属明細書

令和 4 年事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告書の内容を補
足する重要な事項」が存在しないので作成しない。